

○京丹後市韓哲・まちづくり夢基金条例施行規則

平成 27 年 7 月 3 日

規則第 30 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金条例（平成 27 年京丹後市条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第 2 条 市長は、条例第 7 条に規定する委員会の委員の委嘱に当たっては、学識経験者及び各種団体の関係者の中から選任するものとする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会には、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期によるものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員定数の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第25号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。